

来目皇子 埴生岡上墓の墳丘外形調査報告

陵墓調査室

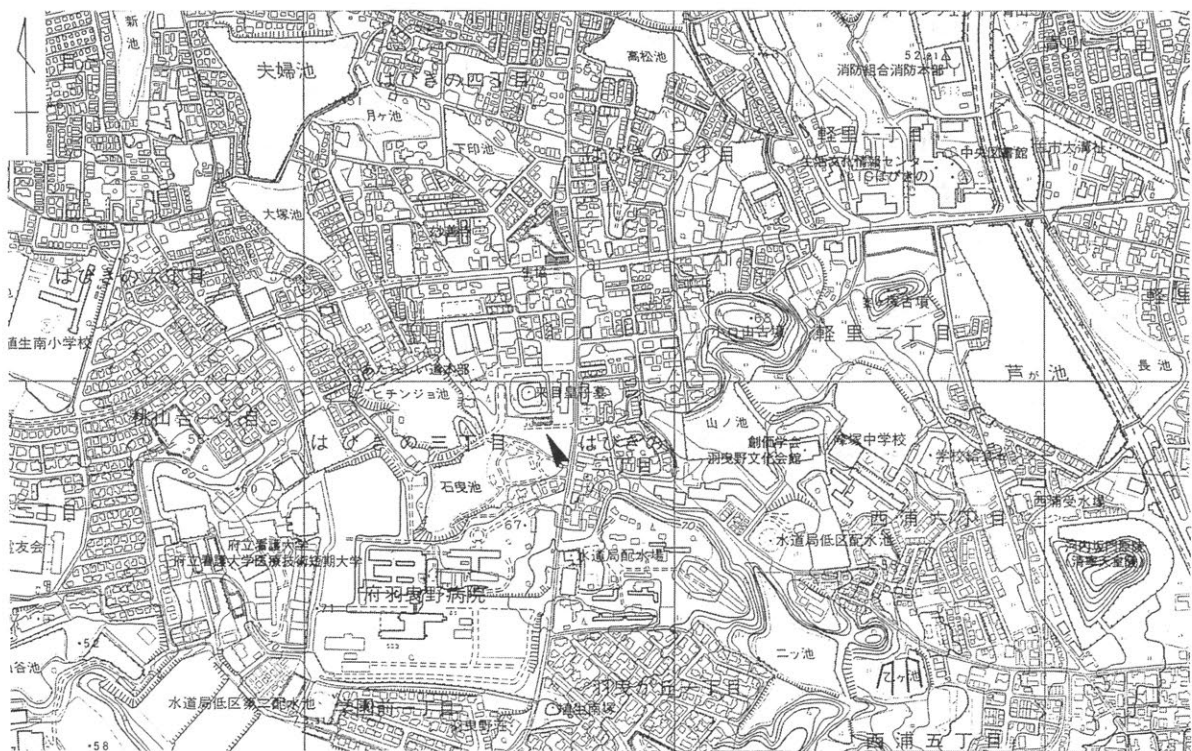
はじめに

来目皇子埴生岡上墓は、羽曳野丘陵の標高約 65 m 付近に北西から回り込んでくる支谷に面した、南に緩やかに下る斜面上に築かれている(第 1 図)。1 辺 50 m を超える方形の墳丘と考えられているが、段築などの具体的な構造は不明瞭なままだった。また、明治時代中頃までは石室も開口した状態にあり、いくつかの記録も残されているが、現在は閉じられており、墳丘と同様にその構造については詳らかでない。墳丘周辺では、平成 17～18 年には羽曳野市教育委員会により本墓に伴う南外堤が調査され、その規模や構築技術などが明らかにされた。このように新たな成果が挙がる中、改めて注目されることとなった。

一方、本墓に関わる過去の調査は少なく、外構柵の設置に伴い境界線に沿って基礎埋設箇所の掘削を行ったことがあるが、規模や構造を把握できる十分なデータが得られたとは言い難い。

このような状況を受けて、調査は本誌本号に掲げた、磯長墓の墳丘外形調査で行った測量図作成に引き続き、平成 20 年 2 月 4 日～8 日の 5 日間で行った。調査にあたっては、古市陵墓監区事務所藤井寺部の職員を中心に協力を得た。

なお、本墓に伴う遺構で、上記の羽曳野市教育委員会により調査された外堤の南面に相当する箇所、排水溝と考えられる遺構が発見されていたので、その概要についても併せて掲載した。これについては、奥田尚氏からその存在についてご教示を受けたもので、発見の経緯も含めてご寄稿いただいた。遺構に関する写真も、すべて奥田氏から提供いただいたものである。記して感謝申し上げたい。(清喜裕二)



国土地理院発行 1:10000 地形図「藤井寺」使用

第 1 図 埴生岡上墓 位置図 (1/10000)

1 墳丘の調査

(1) 測量図の作成

陵墓地形図では等高線間隔が1mであるため、墳丘裾や段築が表現されにくく、事実上墳丘構造の検討ができない。よって、新たに考古学的検討に堪える測量図の作成を企図した。現地での測量にはトータルステーションを用い、境界石標4号を原点、4号と3号を結ぶ南北の直線を基線とする任意の座標を設定した。その上で、スケール1/100、等高線間隔が25cmの原図を作成した(第2図、付図2)。

(2) 墳丘と周辺の現況

現在、墳丘は方形の境界に沿って設けられた側溝や生垣のある土堤に囲まれた、1辺約52～56mの範囲内にある。陵墓地形図からもわかるとおり、等高線の回り方から方墳であることは、間違いないところであろう。しかし、等高線は所々乱れており、少なからず墳丘の流出・崩落が認められる。その他、えぐられたような箇所もあり、後世の改変を受けたと考えられる。

また、墳丘そのものは樹木に覆われており、墳丘盛土の崩落・流出もあるため、明瞭な段築や葺石・貼石等外表施設の有無などが判別し難い状況にあった。

周辺の状況については、陵墓地形図からは十分な範囲とは言えないものの、墳丘周辺に四方を囲むような高まりを確認できる。また、等高線は幅10m前後で折り返しているようであり、一見土堤状に見える。そして、これを裏付けるように平成17～18年に羽曳野市教育委員会により、本墓南側で外堤が調査されている⁽¹⁾。しかし、この調査で判明した外堤の規模から、東・西・北面に関しては人為的な構築物とみるのは難しく、多少の造成・成形はあったであろうが、自然地形を巧みに利用したと考えた方がよかろう。現在では本墓周辺の開発が進み、現地を見ただけでは周囲に土堤状の高まりが存在したことに容易に気付くことは難しい状況といえる。

その他、本墓については平成14年度に外構柵設置工事に伴う立会調査の際に基礎部分を掘削したところ、特に墳丘南側周辺においては、表土直下など比較的浅い位置で地山を検出している。

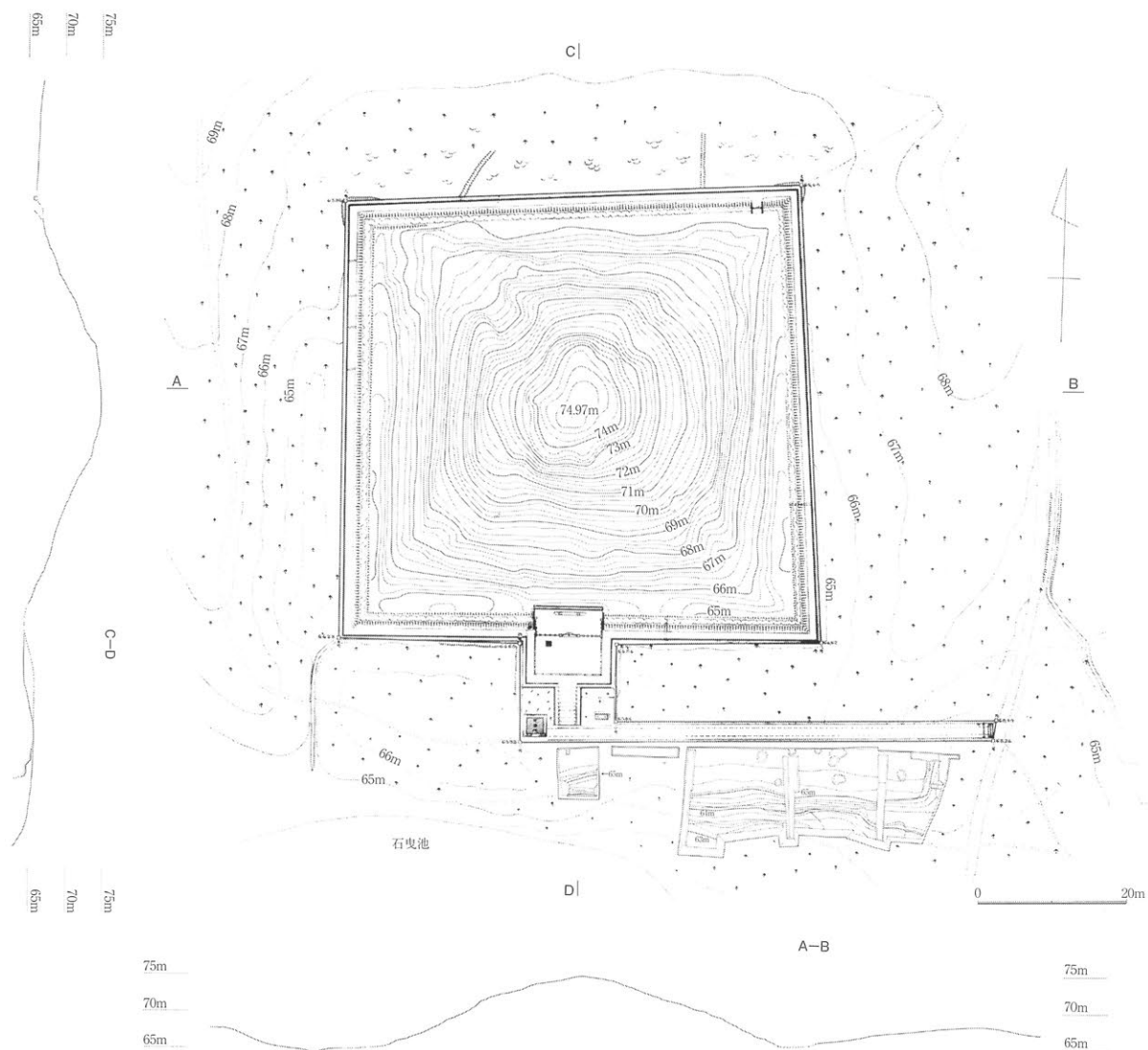
なお、測量にあたっては、必要に応じて枝払いを行ったことで、全体の見通しがよくなり、細部にわたる踏査が可能となった。以下に測量図を絡めながら、踏査における所見を述べていきたい。

裾 裾は、特に東と西において生垣のすぐ内側で等高線が折り返しており、陵墓地形図の等高線とも整合するため、おおむね折り返し点を結ぶラインが東裾・西裾の目安となろう。南裾は、生垣の土堤が近いことや判別が難しいが、東西の裾における等高線の連続性から考えて、土堤内法にほぼ沿う位置と考えると大過ないであろう。

ところで、北裾であるが、東西の墳丘第1段斜面に対応する北斜面が現状では見当たらない。生垣の北側の土堤斜面に対応する可能性があるが、平成14年度に実施した外構柵設置工事の立会調査結果によれば、地表下0.4mで地山は認められず、生垣が載る土堤の造成土と考えられる盛土が確認されていることから、その土堤斜面が本来の墳丘斜面を反映しているとは考え難い。墳丘第1段斜面のうち、北面は生垣の下付近に埋没している可能性が高いと考えられよう。そのため、北裾についてはおおよその位置を推定できるに過ぎない。

以上のことから、北裾のみ不明瞭であるが、基本的には生垣に囲まれた範囲内に裾が収まっていると判断できる。裾における規模は、1辺が約53～54mほどになると考えられよう。

また、地形は北から南に向かって緩やかに下っており、墳丘南裾と北裾では断面図でもわかるとおり北が高くなるが、北裾が埋没していると考えられるため、厳密な高低差は不明である。また、北から南に下ると同時に西に向かって下っており、裾付近は西南隅を中心とする範囲がもっとも低くなっている。これは旧地形を反映した結果と考えられるが、後掲する奥田尚氏の報文によると、外堤南面で排水溝と思われる遺構が確認されている。これは、墳丘の中軸線より西に偏っているのは明らかであり、その位置は西側がより低いという地形と整合的であるといえる。写真から判断する限り(図版9-1)、羽曳野市教育委員会による調査区3の西壁から、西に4～5mほど離れた位置にあたると思える。さらに、高さも厳密なものでは



注

- 1 本図と付図2は、新しい墳丘測量図と陵墓地形図（大正14年測量 昭和3年製図）を合成したものである。
- 2 南外堤のトレンチ平面図は『古市遺跡群XXVIII』（羽曳野市埋蔵文化財調査報告書58）羽曳野市教育委員会、2007年の図37を引用・再トレースしたものである。

第2図 埴生岡上墓 墳丘及び外堤平面図・断面図（1/1000）

ないが、地表下約 1.4 m 程度とされており、当該地の地表が標高 66 m 強と考えられることから、墳丘裾の高さよりも若干低い位置になるとみられ、高さにおいても大きくは矛盾しないと考えられる。

段築 今回の調査により、墳丘テラス面を 2 段分確認した。第 1 段テラス面は、断続的ながら 4 面すべてで確認できたが、第 2 段テラス面については西・北面のみで確認され、東・南面については第 3 段斜面の流出が激しいため認められない。テラス面の幅は、広い箇所では約 2.5 m であるが、おおむね 1.5 m 前後を測る箇所が多い。しかし、いずれの数値が本来の幅を反映しているのかは判断が難しい。

以上のことから、墳丘は 3 段築成であることが判明した。また、各段の高さをわかるところで計測すると、第 1 段が高さ約 1 m、第 2 段が約 2.5 m、第 3 段が約 5.5 m で、墳丘頂部と裾の最大比高は約 10 m に及ぶ。

斜面 現地を確認できるほど、墳丘断面図には明確にその地形上の変化は現れにくい、平面図で等高線を見ると、その乱れは比較的明瞭であり、乱れた範囲は斜面の状況に影響が出ているであろうことは容易に推察される。このようにみると、所々本来は直線であるはずの等高線が膨らんでいる箇所が目立つ。また、第 2・3 段斜面は屈曲部の盛土が削り出されたことにより、平面はえぐられたような隅切りの方角を呈する。そして、この削り出された土砂の影響で、第 1 段斜面の平面は四隅が突出したような方角を呈する結果となっている。

なお、第 3 段斜面のうち、墳頂部付近の崩落が激しく、もはや方形をとどめていない。

もっとも等高線が乱れなく確認できる箇所で、現状での斜面の角度を計測すると、以下のようになる。

	〔北面〕	〔西面〕	〔東面〕	〔南面〕
(第 1 段)	埋没のため不明	26° (斜面長が短い)	25°	25°
(第 2 段)	22 ~ 23°	22 ~ 23°	26 ~ 27°	20°
(第 3 段)	27 ~ 28°	25°	崩落堆積土	崩落堆積土

いずれの斜面も少なからず崩落土の影響を受けていると考えられる。特に南面はテラス面が不明瞭で、斜面の角度も影響を受けていると考えられ、現状がどこまで本来の斜面を反映しているかは不明である。東面も崩落土の範囲が広く、等高線が乱れている。あくまで現状として述べると、もっとも残りが良いと判断できる北面と西面で見ると、2 段目がやや緩やかで、1 段目と 3 段目がやや急である傾向を指摘できる。各段ごとに傾斜が異なるか否かは不明と言わざるを得ないが、おおむね 25° を前後する傾斜で墳丘が築かれている可能性を指摘できよう。また、斜面長については、やはり崩落土の堆積で明確な数値は示せないが、テラス面が認められる箇所では、第 1 段斜面で 1.5 ~ 2 m 程度、第 2 段斜面で 5 m 強を測る。第 3 段斜面は墳頂部の崩落が激しく、現状の数値すら示すのが難しいが、最高所の高さから考えて、10 m 程度はあったと考えられる。第 1 段から第 3 段に向かって、上段ほど斜面長が長くなると考えられよう。

外表施設 風化が著しく本来の形状をとどめていない凝灰岩ブロックが、北西・南東・南西の斜面屈曲部において露出する状況が確認された。北西のものがもっとも大きく残りもよく、長辺約 30cm を測る。いずれも墳丘斜面の屈曲部付近であるが、これは地形的に露出しやすいことに起因するものであろう。注目できるのは、この 3 箇所のいずれもが、第 2 段テラス面よりわずかに高い位置で確認されていることであろう。現状からは、少なくとも第 2 段テラス面に近い範囲に凝灰岩による貼石状の外表施設が設けられていた可能性を推測させるものといえよう。

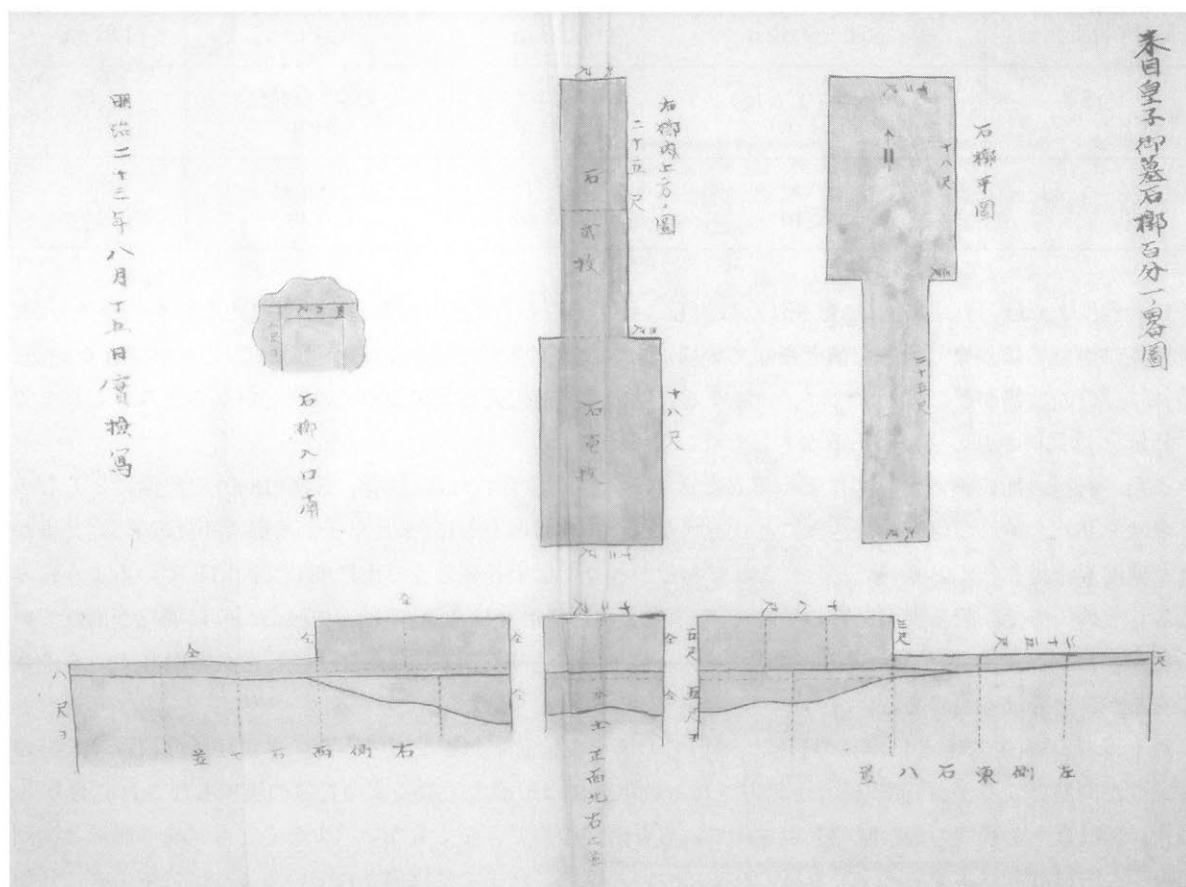
外堤 墳丘以外の範囲については、拝所と参道が南外堤に相当する。この部分は東から西に参道が外堤上面を通り、突き当たりから、北に向かって拝所に下る階段がある。この部分は比較的きれいな斜面であり、一見すると本来の外堤の内法を反映しているように見える。しかし、拝所周辺の等高線を観察すると、境界石標 4 号と 9 号付近で、拝所の範囲だけ東西に伸びる標高 65 m の等高線が南に屈曲することがわかる。これは本来の等高線の流れを示すとは考えがたく、拝所の造成に伴って削られた結果、新たに形成されたと考えられる。本来の法面のうち特に裾部分は、もっと墳丘寄りと考えらるべきであろう。(清喜)

2 石室について

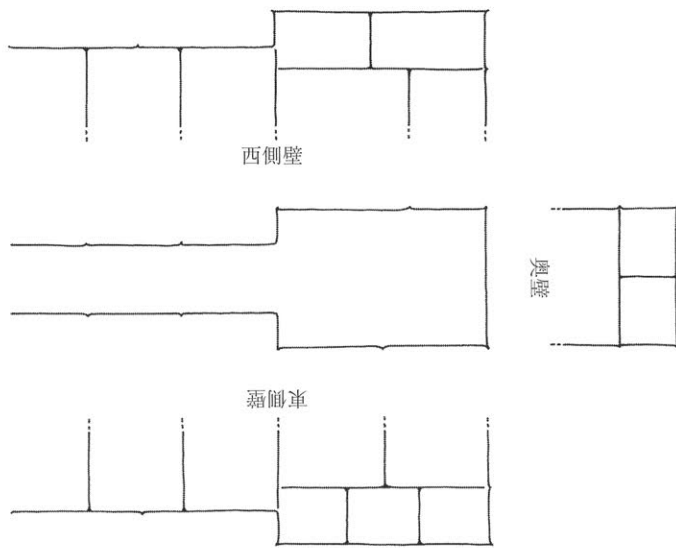
本墓が治定されたのは明治8年(1875)であるが、拝所などの整備に着手したのは、それよりだいぶ後の明治23年(1890)のことであったようである。その理由については不明であるが、陵など主要なものから順次整備をおこなっていった結果であるのかもしれない⁽²⁾。ただし、明治18年(1885)の公文書によれば、この時点で本墓を整備するための費用の積算がされており、そのような計画の準備が着工の5年前にはなされていたことをうかがうことができる⁽³⁾。しかし、すぐに着工されたわけではなく、実際に本墓の整備がなされたのは明治23年(1890)のことであった。

この整備にともなって現地を訪れた職員の報告には、当時開口していた本墓の石室についての略図(以下『石室略図』とする)が添付されており、これは現在みることのできない本墓の石室構造を考えるうえで重要な情報といえる⁽⁴⁾(第3図)。すでに知られているとおり、本墓の石室については河内国駒ヶ谷金剛輪寺の阿闍梨覚峰の記録が著名であるが、ここで紹介する『石室略図』はそれに勝るとも劣らないものであり、参考までに『石室略図』を浄書した図面も作成してみた(第4図)。

以下では、この『石室略図』に記載された情報を確認していきたい。まず、この『石室略図』には「来目皇子御墓石槨百分一ノ畧圖」と記されており、床面の平面図、天井の見上図、開口部の立面図、左側壁立面図、奥壁立面図、右側壁立面図が描かれている。このことから、この『石室略図』は今日でいうところの石室実測図(縮尺1/100)の体裁に近いものと評価できるであろう。『石室略図』によれば本墓の石室は両袖の石室で、玄室の平面プランは長さ約5.5m(十八尺)、幅約3.6m(十二尺)となり、羨道は長さ約7.6m(二十五尺)、幅約1.8m(六尺)となる。高さは玄室で3m以上(十尺余)、羨道で2.4m以上(八尺余)であったようである。玄室はおおまかにみて上下2段の石積みで構成されていたようで、右側壁は上下ともに2石ずつの計4石、左側壁は上が3石、下が2石の計5石、奥壁は上が2石、下が1石の計3石となっている。羨道は玄室のように上下2段積にはならず1段積である。



第3図 来目皇子御墓石槨百分一ノ畧圖



第4図 埴生岡上墓 石室略測図 (約 1/200)

左右どちらの側壁も3石ずつ計6石である。また、天井石は玄室部分が1石で羨道部分は2石であったようである⁽⁵⁾。『石室略図』では石の境目を点線で表現しているが、その表現はどれも直線的であり、石室には切石材がもちいられていることを推測させる。このことは、覚峰が「上下左右ノ石ハダヘ美シテ削カ如シ」(原文ママ)と表現していることと矛盾せず、すでに指摘されているように本墓の石室の形態がいわゆる岩屋山式に分類されることを示唆するものであろう⁽⁶⁾。また、覚峰も指摘しているように、石室内には多量の土砂が堆積し、さらに玄室を中心として水が溜まっていたことが描か

れている。

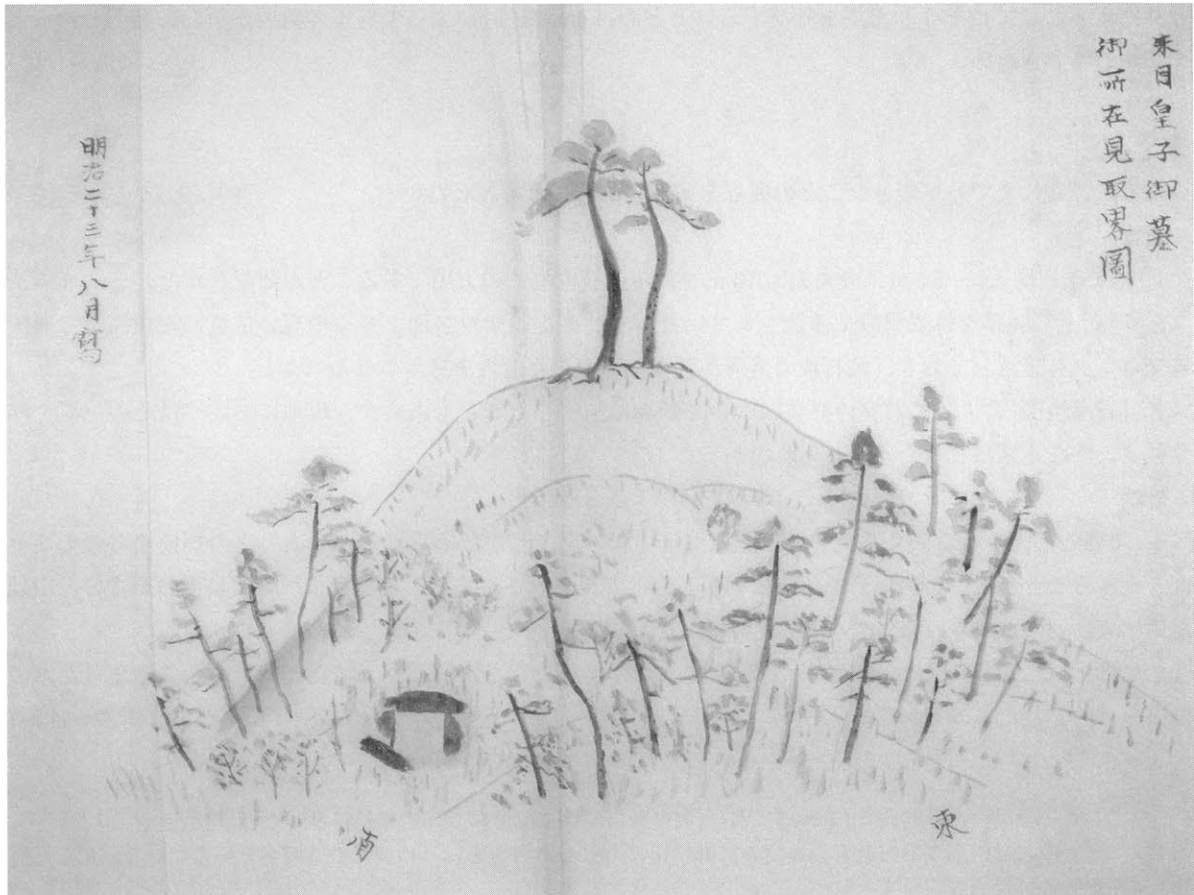
ここで、『石室略図』における石室の寸法とこれまでに覚峰などが記した寸法を表にまとめておくと以下のようになる。

	玄室長	玄室幅	羨道長	羨道幅
秋里籬島著 『河内名所圖會』	壹丈五六尺(十五~六尺) 4.54 ~ 4.84 m	壹丈(十尺) 3.03 m	貳間半(十五尺) 4.54 m	六尺 1.81 m
覚峰著 『埴生岡之古墳』	二間半(十五尺) 4.54 m	一間半(九尺) 2.72 m	二間半(十五尺) 4.54 m	六尺 1.81 m
『石室略図』	十八尺 5.45 m	十二尺 3.63 m	二十五尺 7.57 m	六尺 1.81 m

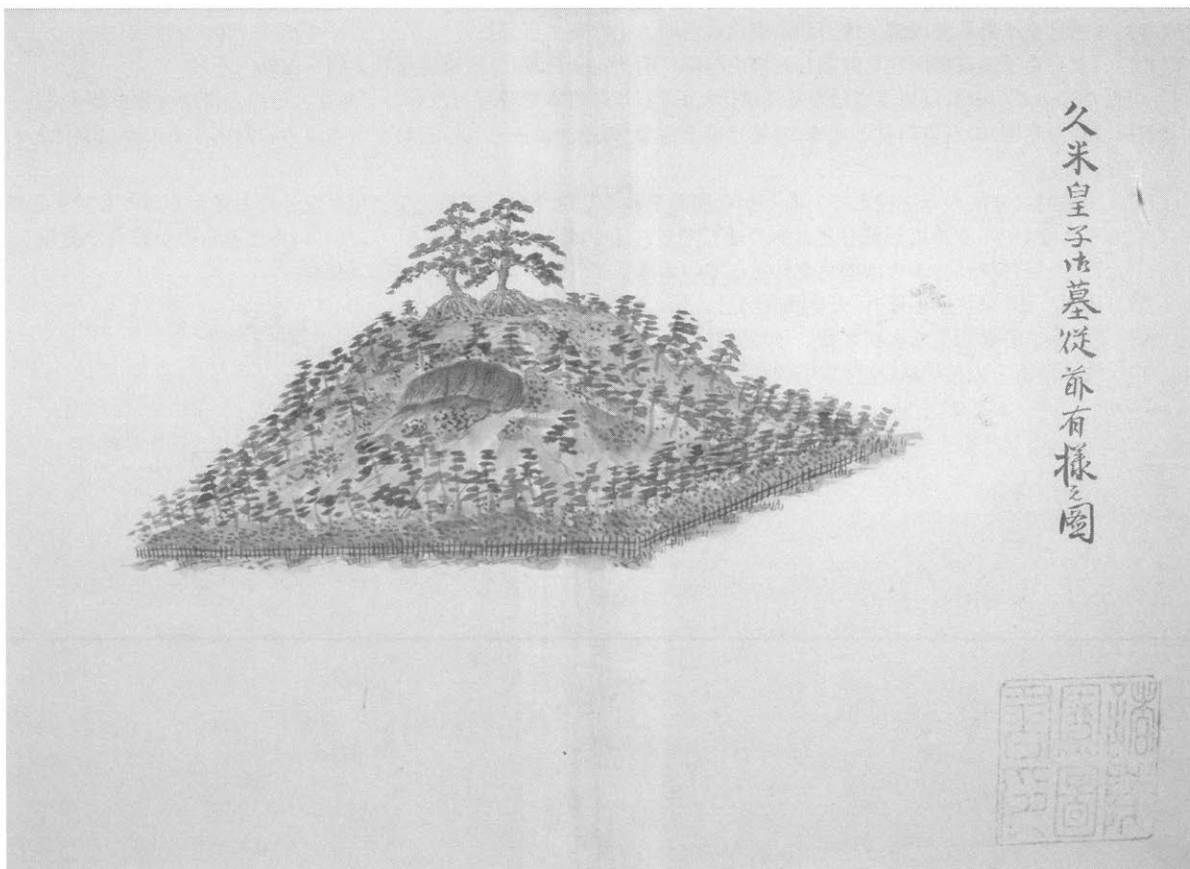
この表によれば、『石室略図』に記された数値もこれまでのものとそれほど違いが目立たないものが多いが、羨道長についてはかなり大きな値となっている。どの文献の数値が正しいのか確認することはできないが、『石室略図』の数値が正しいとすれば、いわゆる岩屋山式の横穴式石室のなかでは新しいものとみるこれまでの評価⁽⁷⁾は見直される必要があるかもしれない。

また、石室の開口位置が絵図によって異なっている点が注目される。明治23年(1890)の整備にともなって現地を訪れた職員の報告にはさきにとりあげた『石室略図』とともに「来目皇子御墓御所在見取畧圖」と書かれた略図も添付されており(第5図)、これで見るとかぎりでは墳丘裾近くで南に向いて開口しているようにみえる。その一方で、陵墓課が保管している『久米皇子御墓従前有様之圖』では、中腹あたりに墳丘が崩れている様子が描かれており⁽⁸⁾(第6図)、また覚峰の『埴生岡之古墳』では中腹あたりに石室が開口しているようであるが、実際は不明である。

以上、『石室略図』をもとに本墓の石室についての簡単な検討をおこなってきた。まずはこの『石室略図』の正確性が問題となるが、『石室略図』が報告される数年前には聖徳太子磯長墓の石室の実検もなされており⁽⁹⁾、『石室略図』はある程度の観察眼で表現されているものと推測できなくもない。少なくとも覚峰の記録と同列に扱うことは許されるであろう。本墓の石室については、これまでに指摘されているように岩屋山式に分類されるものと推測されるが、奥壁の上段が二石となるらしいなど特異な点も明らかとなった。



第5圖 来目皇子御墓御所在見取畧圖



第6圖 久米皇子御墓從前有様之圖

とりあえずここではそうした点を指摘するにとどめ、『石室略図』によって石室の概要が新たに判明したことを強調しておきたい。(加藤一郎)

まとめ

以下に、これまで述べてきたことの要点を列挙して、まとめとしたい。

墳丘

- (1) 裾で1辺約53～54 m、最大高約10 mを測る、3段築成の方墳であることが確認された。
- (2) 墳丘上に明確な外表施設は確認されていないが、第2段テラス面よりやや高い位置の複数箇所を凝灰岩ブロックを確認しており、貼石状の遺構が存在していた可能性を考えさせる。
- (3) 『石室略図』によって石室の概要について新たに判明したこともあるが、現地においてはその位置を知り得るような兆候はまったく認められなかった。

外堤

- (1) 陵墓地形図を見る限り、東・西・北にも土堤状の高まりが認められるが、南外堤の規模から考えると大きすぎることから、自然地形を巧みに利用したと考えられる。また、羽曳野市教育委員会の調査で、墳丘南側に人為的に造成された外堤(南外堤)が確認されている。
- (2) 後掲するとおり、南外堤における暗渠排水溝の存在を新たに示した。墳丘と外堤の間に溜まった水の排出を目的としたものであろう。(清喜・加藤)

註

- (1) 高野 学「塚穴古墳」『古市遺跡群XXVIII』(『羽曳野市埋蔵文化財調査報告書』58)、羽曳野市教育委員会、2007年。調査中には、羽曳野市教育委員会の高野学氏に南外堤の構造をはじめ多くのご教示をいただいた。記して感謝申し上げたい。
- (2) 石室が開口した状態は覚峰の頃からそれほど変化なかったと考えられる。こうした状況を把握しているながらも、なかなか整備されなかった点は当時の陵墓管理の実態を考えるうえで注目される。
- (3) 「来目皇子墓新營取調ノ件」『諸陵寮出張所明治十八年工事録』一。
- (4) 『来目皇子御墓御所在見取圖并石槨内略圖 明治二十三年』、陵墓課保管：図-130。
ただし、この資料は原本ではなく1923(大正12)年に原本を謄写したものであり、その点には注意を要する。
- (5) 『石室略図』の石室石材と覚峰の『埴生崗上古墳』の絵図にみられる石材がどのように対応するのかは判然としない。
- (6) 実検時に寸法のみを控えて、あとから図面をおこしたために直線的な表現となったと考えることもできるかもしれないが、覚峰の記録などとあわせて考えればやはり切石材がもちいられているとみるのが妥当であろう。ただし、『石室略図』からは壁面を持送っている様子がうかがえない点は気にかかる。
- (7) 山本 彰「来目皇子墓」『「天皇陵」総覧』、新人物往来社、1993年。
- (8) 『久米皇子御墓従前有様之圖』、陵墓課保管：図-129。
- (9) 大澤清臣・六村中彦『聖徳太子磯長墓實檢記』、陵墓課保管：C3-335。

来目皇子 埴生崗上墓外堤南面にみられた遺構について

奥田 尚

大阪府羽曳野市の羽曳野丘陵に来目皇子埴生崗上墓がある。この南側で昭和58年3月頃にみられた遺構について述べる。

1 観察の起因と観察

昭和58年3月の中頃、「高安城を探る会」の会員であった八尾市在住の松島賢治氏(故人)から「来目皇子墓の前に暗渠のようなものがあるのでみてほしい」と、電話があった。「分かりました。20日過ぎに行けるようになります」と返事をした。松島氏は鉄工所を経営されており、その職業病のためか羽曳野市にある羽曳野病院の循環器センターに入院されていた。観察日は春分であった。遺構を見学するために昼を過ぎてから、見舞もかねて、場所を聞くことができればと思い、松島氏の病室を訪れた。「遺構の発見」については、「少し体が回復したので、昼からの回診がない時間帯に病院の周りを散歩していたら、工事現場でみつけた」ということであった。「場所は」と聞けば、「わしも、これから行くから。もう、回診が終わったから」と言われ、ベッドの下から登山靴を出された。病院の北方にある埴生崗上墓の南側で造成工事がされていた。その作業現場の崖面で河原石をつめた遺構がみられた。松島氏が「これは暗渠でしょう」といわれたので、「そうですね。しかし、なぜ、こんな所にあるのやろう」と返事をすれば、埴生崗上墓を指差して「あれにともなうものちがうか」といわれた。工事現場であり、遺構確認のために表面を削ることができない。メモのかわりとなる写真(図版9-1~5)を撮り、石材を観察して、現場を後にした。

2 観察の地点

昭和58年3月21日、羽曳野市はびきのにある埴生崗上墓の南側にある東西の道の南側で擁壁の工事が行われ、掘削された高さ2mほどの斜面がみられた。その西端付近に長方形で川原石がつまった遺構がみられた。観察は四半世紀前のことであり、同墓の見張所が図版9-1にみられる。この遺構がある地点は、同墓の見張所の南側にあたり、外堤南側付近の位置に相当する。当時観察した遺構は地下約1.4mに存在する。見張所が建てられている位置は埴生崗上墓の外堤上に相当することから、遺構は外堤南面にある南北方向に設けられた施設であると考えられる。

3 遺構の状況

埴生崗上墓がある丘陵付近には大阪層群上部層の礫層、砂層、粘土層が分布する。長方形の遺構がある地点付近では淡青灰色の砂層の上に茶色の砂質粘土層がほぼ水平に分布する。これらの層の境が遺構の底付近に位置する。写真をもとに数値を求めれば、遺構は地表下、約1.4mの位置に、垂直断面で東西幅が約48cm、高さが約25cmの長方形をなしている。この遺構の上部に逆ハの字状に開く掘り方がみられ、地山と同じ茶色の砂質粘土で充填されている。遺構に詰められた川原石様の石材の孔隙には充填物質がみられなく、また、帯水した時に生じているような付着物も石材の表面にみられなかった。遺構付近では、遺構に使用されている川原石様の石材のみで、他の遺物を観察していない。

4 使用石材

長方形の遺構を充填している石材は、表面に付着物がみられない川原石様の石で、粒形が亜角~円、粒径が3~8cmである。石材の石種は花崗岩、流紋岩、砂岩、礫岩などである。花崗岩は灰白色で、粒形が亜角、粒径が4~6cm、量が僅かである。流紋岩は灰色、淡茶褐色、淡青灰色で、粒形が亜角~円、量が僅かで

ある。砂岩は灰色、淡褐色で、粒形が歪円～円、粒径が3～8cm、量が多い。礫岩は灰色で、粒形が歪円～円、粒径が4～6cmである。

5 石材の採石推定地

遺構に使用されているような石材は、遺構がある羽曳野丘陵を構成している大阪層群の礫層の礫や石川や東除川の川原石にみられる。しかし、前述のように埴生岡上墓付近には砂層や砂質粘土層が分布し、石材として使用できるような石を含む礫層が分布しない。また、石材の表面の様子からみれば、付着物がみられない川原石と推定され、近くにある石川か東除川の川原が推定される。石種的にみれば、東除川の川原石は小さく、花崗岩や流紋岩が多く、砂岩が少ない。これに比べて、石川では砂岩や礫岩、流紋岩が目立ち、花崗岩が少ない。石川や東除川の川原石と大阪層群の礫層の礫は粒形が似ており、区別しがたい。また、岩相においても区別しがたい。しかし、石種の頻度と石材の表面の様子から遺構に使用されている石材は、石川の川原石と推定される。

6 遺構の性格について

工事現場の東西方向の斜面で観察した遺構は、断面観察のみからの判断でしかないが、南北方向に設けられているものである。この付近は昭和58年頃にやっと宅地化してきた地で、丘陵の尾根部に位置する。古代からの水田や住居の遺構が確認されていない場所であり、水田や住居に伴う暗渠のような施設ではないと考えられる。また、この遺構の時期を確認できる資料や遺物を観察していない。人為的な建造物としては埴生岡上墓がある。遺構の位置は同墓の外堤に相当することから、遺構はこの外堤に設けられた施設の一部と推定される。

7 遺構と同様の施設について

古墳にともなう排水施設には、川原石様の石材が充填されている場合、砂利や砂が充填されている場合、石組みで空洞の場合などがある。来目皇子埴生岡上墓の南側でみられた遺構と同じような川原石様の石材が充填されている排水用の施設がみられた古墳には、玉手山9号墳、下池山古墳、マルコ山古墳、アカハゲ古墳、キトラ古墳などがある。このような施設は古墳が造営されている前期から終末期までの期間を通してみられる。玉手山9号墳⁽¹⁾では、石室内から南方に小石が詰められた幅が12cm、高さが25cmの排水用の施設が設けられていた。アカハゲ古墳やマルコ山古墳では地山と墳丘の盛土の境部に設けられていた。アカハゲ古墳⁽²⁾では、境部の地山を溝状に掘り下げて、その内部に小石が充填されていた。溝は幅が約40cm、深さが約25cmである。この施設は地山を流れてきた水が盛土内に入らないようにするための施設であると考えられる。

註

(1) 柏原市教育委員会『玉手山9号墳』、1983年。

(2) 大阪府教育委員会『加納古墳群・平石古墳群発掘調査概要・4』、2005年。